国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表 改 正 (前 略) (定義) (定義) 第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期 第2条 間を定めた労働契約により雇用する教職員のう ち、1週間の所定の勤務時間が30時間(研究開 発補佐員については38時間45分)を超えない 者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄 に定める者をいう。 2 · 3 (略) 2 • 3 (資格等) (資格等) 第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年 第3条 齢上限(無期雇用教職員を除く。以下同じ。)、定 年(無期雇用教職員に限る。以下同じ。)及びその -(同 左) 他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の 職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによ る。 (中略) (時間給の決定) (時間給の決定) 第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、 第24条 別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の 別に、それぞれ別表第4、別表第5及び別表第6 の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額と する。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額 とする。 (後 略) 附則 この規則は、令和3年8月1日から施行する。 別表第1・2 (略) 別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第2条・第3条・第4条関係) 別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)

職名	資格· 職務能力	職務内容	雇用年 齢上限	定年	その他の事 項	職名	資格· 職務能力	職務内容	雇用年 齢上限	定年	その他の事 項
(略)						(同左)					
ング・ア	大学院にる学生	修士課程		歳	・経に用・は科・は間間当費添に選当が勤月(選当が動りののででででででできる。 基研る時の関連を (10以) (11以) (11xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	ティーチ ング・ア シスタン ト	(同	 左) 	(同	左)	(同 左)
リサーチ ・アシト	究る優力る博課学及と欲た有学後(究薬なと能す院期医科学	従事し、当活動に 補助な補助な			・経に用・はが・はて間る。当費添に選当定勤原週以内該のっ限考該め務則2内雇趣たる基部る時と0と用旨雇 準局 間し時す	・アシス タント	将究る優力るに <u>る</u> ・と欲た有学籍生				(同 左)
(略)							l (同	左)		1	

改	正	前	改	正	後		
別表第4・5	(略)		別表第4・5	(同 左)			
別表第6(第24	条関係)		別表第6 (第24条関係)				
職名		時間給額	職名	時間給智	預		
	(略)		(同 左)				
ティーチング・アシ	修士課程学生	1,200円	ティーチング・アシ	(同 左)			
スタント	博士後期課程学	生(医学研究科及び薬学	スタント				
リサーチ・アシスタ	研究科において	は、博士課程学生を含む)					
<u>ント</u>	1, 400円						
			リサーチ・アシスタ	1,400円から2,8	800円までの範		
			<u>ント</u>	囲で50円単位の額			
	(略)			(同 左)			
別表第7 (略)			※ 就かせる業務る。別表第7 (同	の内容等により単価を 左)	決定するものとす		